

別表 特定不妊治療の治療内容と助成対象範囲となる期間

治療内容	採卵まで			採精 (夫)	受精 前培養・媒精 顕微授精)・培養)	胚移植						妊娠の有無の確認 ※1 胚移植のおおむね1〜2週間後)	助成対象範囲		
	薬品投与 点鼻薬) 自然周期で行う場合もあり)	薬品投与 注射) 自然周期で行う場合もあり)	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植						
						胚移植	黄体期補充療法		胚移植	黄体期補充療法					
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2〜5日	1日	10日		7〜10日	1日	10日	1日			
A 新鮮胚移植を実施														助成対象	
B 凍結胚移植を実施※2															
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施															
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了															
E 受精できず 又は、胚の分割停止、変性、多精子受精等の異常受精等により中止															
F 採卵したが卵が得られない、 又は、状態のよい卵が得られないため中止														対象外	
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止															
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止															

※1 「妊娠の有無の確認」とは、陽性判定・陰性判定にかかわらず、胚移植からおおむね2週間後に確認をした場合。

※2 採卵・受精後、1〜3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

(注) 採卵にいたらないケース(女性への侵襲的治療のないもの)は対象となりません。ただし、採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない又は状態の良い卵子が得られないため治療を中止した場合に限り、採卵をしていなくても助成の対象とします。

採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合は、男性不妊治療にかかった費用のみ助成の対象となります。